

Q



所得拡大促進税制の見直しについて教えてください。

A



大企業は「平均給与支給額」の要件が厳格化され、控除額が2%上乘せされ、一方で中小企業等は、その要件を満たす場合においては、控除額が12%上乘せされます。

●改正概要●

平均給与等支給額要件 **増税** **減税**

- ・前期平均給与等支給額より、**2%以上増加**しなければ、所得拡大税制の適用ができません。（大企業）
- ・中小企業等にあつては、上記要件を満たす場合に税額控除額の上乗せ措置が講じられます。（平均給与等支給額要件以外の要件は今回の改正では変更ありません。）

【要件①】給与等支給額の総額：  
平成24年度から一定割合（下図）以上増加



改正なし

【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

【要件③】  
平均給与等支給額：  
(1) 前事業年度を上回る  
(2) 前年度比**2%以上増加**



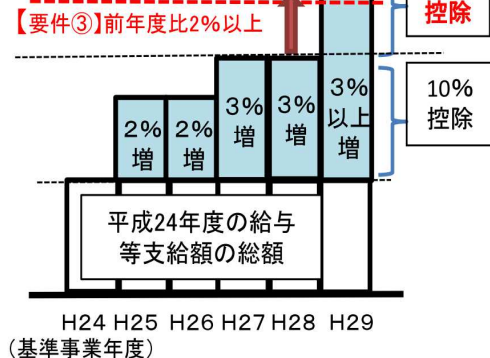
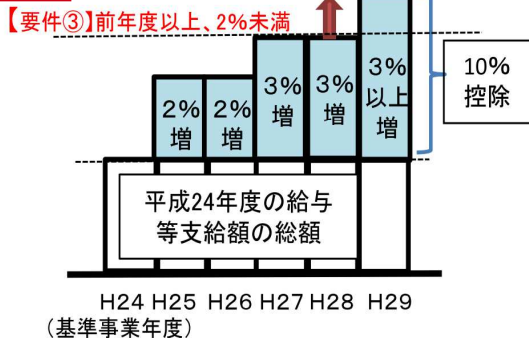
- (1) 賃上げ率2%未満の企業  
税額控除10%を維持
- (2) 賃上げ率2%以上の企業  
前年度からの増加額について  
税額控除を**12%**上乘せ

大企業は12%  
(2%上乘せ)

(1) 賃上げ率2%未満の場合

(2) 賃上げ率2%以上の場合

大企業適用なし



出典：中小企業庁

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用開始



POINT

賃上げに対して追加的インセンティブを付与するものであり、中小企業者のさらなる賃上げを後押しするための改正と考えられます。